

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員会関係告示の整備に関する告示
新旧対照条文

目次

- 遊技料金の基準（昭和六十年国家公安委員会告示第一号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十年国家公安委員会告示第十号）・・・・・・・・・・・・・2
- 十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所等に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示（平成十八年国家公安委員会告示第十一号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）<u>第三十六条</u>第一項第二号ホの規定により国家公安委員会が定める金額は、次の各号に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>第二条 <u>規則第三十六条</u>第一項第三号の規定により国家公安委員会が定める金額は、遊技の機会一回につき七十円とする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）<u>第三十五条</u>第一項第二号ホの規定により国家公安委員会が定める金額は、次の各号に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>第二条 <u>規則第三十五条</u>第一項第三号の規定により国家公安委員会が定める金額は、遊技の機会一回につき七十円とする。</p>

○ 電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十年国家公安委員会告示第十号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第一条 質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）第十八条第二項、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）第一百八条及び警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第六十八条並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第二十九条第二項（第九十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第七百七条第二項（第八百八条第二項において準用する場合を含む。）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第二十三条の二第二項、古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十九条及び国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）第四条第三項（別表第一自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の項に係る部分を除く。）の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準は、別表に定める対策を実施することとする。</p>	<p>第一条 質屋営業法施行規則（昭和二十五年総理府令第二十五号）第十八条第二項、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）第一百八条及び警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）第六十八条並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第八十二条第二項（第八十三条第二項において準用する場合を含む。）、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第二十三条の二第二項、古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十九条及び国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）第四条第三項（別表第一自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の項に係る部分を除く。）の規定に基づき、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準は、別表に定める対策を実施することとする。</p>

○ 十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所等に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示（平成十八年国家公安委員会告示第十一号）（第三条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）<u>第四十七条第二項（第五十七条第一項及び第六十八条第一項）</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づき、十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所又は無店舗型性風俗特殊営業の受付所に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示は、次のとおりとする。</p> <p>（以下略）</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）<u>第四十六条第二項（第五十六条第一項及び第六十七条第一項）</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づき、十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所又は無店舗型性風俗特殊営業の受付所に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示は、次のとおりとする。</p> <p>（以下略）</p>